3　契約責任者は、第１項の規定による公告において、当該契約責任者の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語により記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二　入札期日

三　契約責任者の氏名及びその所属する部署の名称

（公告に係る一般競争入札に参加しようとする者の取扱い）

第８条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとする場合において公告をした後、当該公告に係る一般競争入札に参加しようとする者から契約規則第７条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、適格性の審査を開始しなければならない。

2　契約責任者は、特定調達契約につき前項の申請を行った者から入札書が同項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、契約規則第７条第１項に規定する一般競争入札に参加するために必要な資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

3　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（環境に関する技術仕様）

第９条の２　契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定める場合においては、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、第６条の規定による公告又は第10条の規定による入札説明書において示されていなければならない。

2　前項における環境上の条件において、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様は、契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものでなければならない。

（入札説明書の交付）

第10条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとするときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

一　第７条の規定により公告するものとされている事項（ただし、同条第１項第３号に掲げる事項を除く。）

二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

三　開札に立ち会う者に関する事項

四　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

五　契約の手続において使用する言語

六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

七　その他必要な事項

（低入札価格調査等）

第10条の２　契約責任者は、入札をした者の価格によっては、契約規則第21条第２項に規定する調査を行うほか、当該入札者の価格が補助金の交付を考慮したものであるかの確認を行うことができる。

（落札者の決定に関する通知等）

第11条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付した場合において、落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

三　落札者を決定した日

四　落札者の氏名及び住所

五　落札金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　第６条の規定による公告を行った日

八　その他必要な事項

（一般競争入札に関する記録）

第11条の２　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札者を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第３項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

六　その他必要な事項

第３章　指名競争契約

（指名競争入札の公示）

第12条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争入札に付そうとするときは、第６条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

2　前項の規定による公示は、第７条の規定により一般競争入札について公告をするものとされている事項のほか、契約規則第23条の規定による基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件（第14条第２項において「指名されるために必要な要件」という。）についても、するものとする。

（指名通知）

第13条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争入札に付そうとするときは、前条第１項の規定による公示の日において指名競争入札に参加させようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

一　契約規則第24条第１項に規定する事項

二　一連の調達契約にあっては、第７条第１項第１号に掲げる事項

三　契約の手続において使用する言語

（公示に係る指名競争入札に参加しようとする者の取扱い）

第14条　第８条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、同条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「公告」とあるのは「第12条第１項の規定による公示」と、同条第２項中「契約規則第７条第１項に規定する一般競争入札に参加するために必要な資格を有すると認められる」とあるのは「第14条第２項の規定により指名されている」と読み替えるものとする。

2　契約責任者は、前項の規定により準用する第８条第１項の規定による審査の結果、契約規則第７条第２項に規定する有資格業者となった者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条の規定による通知を行わなければならない。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第15条　第３条の２から第５条まで及び第９条から第11条の２までの規定は、特定調達契約につき指名競争入札に付そうとする場合に準用する。この場合において、第10条から第11条の２までの規定中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、第10条第１号中「第７条」とあるのは「第12条第２項」と、「公告」とあるのは「公示」と、「同条第１項第３号」とあるのは「第７条第１項第３号」と、第９条の２第１項及び第11条第２項第７号中「第６条の規定による公告」とあるのは「第12条第１項の規定による公示」と読み替えるものとする。